

## 水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第3号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、平成30年1月25日付け情個審答申第6号に係る答申の内容を公表する。

平成30年2月23日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長　古屋　等

答申の内容の公表

### 1 審査会の結論

平成9年12月24日第6回東前第二土地区画整理審議会議事録及び平成25年12月21日東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会会議録の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、その対象を第6回東前第二土地区画整理審議会議事録及び東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会の記録と特定し、水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号又は第5号に該当する情報を除いてこれらの文書を開示したことは、妥当である。

### 2 経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年8月9日付けで条例第5条の規定に基づき、処分庁である水戸市長（以下「処分庁」という。）に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に係る行政文書として第6回東前第二土地区画整理審議会議事録及び東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会記録（以下「本件開示文書」という。）を特定し、平成29年8月23日付けでその一部を不開示とした部分開示決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年10月2日付けで審査請求書を提出した。
- (4) 審査庁である水戸市長（以下「審査庁」という。）は、審査請求人に対し平成29年10月23日付けで審査請求の趣旨及び理由が不明確であるとして補正を求め、審査請求人は、同月31日付けで補正書を提出した。
- (5) 処分庁は、平成29年11月15日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (6) 審査庁は、平成29年11月16日に本審査会に諮問した。
- (7) 審査請求人は、平成29年11月24日付けで反論書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 平成9年12月24日第6回東前第二土地区画整理審議会議事録及び平成25年12月21日東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会記録について発言等の記録を正確に記載した文書を開示するとの裁決を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、補正書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。  
ア 土地区画整理事業に係る「優先保留地」については、これまで仮換地個別ヒヤリング及び地元説明会において全く説明を受けておらず、なぜ特定の地権者が優先されるのか疑問であったことから、処分庁に対し平成28年12月に文書による照会を行い、平成28年12月27日付け東開第240号東前第二土地区画整理事業について（回答）で、平成9年12月24日の第6回東前第二土地区画整

理審議会において一般保留地、付保留地及び優先保留地の位置を決定したとの回答を得たため、当該審議会の議事録の開示請求をし、第6回東前第二土地区画整理審議会議事録の開示を受けたが、当該議事録に優先保留地及び対象者に関する記載はない。

イ 審査請求人は、平成25年12月21日に開催された東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会に参加しており、その中で「事業計画図に記載されていない家屋があるのでは」との質問及びそれに対する「古い図面を使用しているため」との回答を聞いていることから、当該質疑応答について記載された文書があるはずであると考えているし、もしそのような文書がないのであれば当該説明会の記録について補正ができると考えている。

ウ 審査請求人の家が設計図に記載されていないことについて、処分庁は、事業認可前に行った現況調査の際に作成した現況図を作成しており、現況調査時に建築されていなかった建物は反映しておらず、事業費削減のため現在も元図は同じものを使っていると回答しているが、審査請求人の家は事業認可前に建てられているのであるから、現況図を修正すべきであり、審査請求人の家が表示されていない現況図を基に東前第二土地区画整理審議会に諮っているのは問題がある行為だと思っている。

エ 処分庁は、弁明書において個人に関する情報及び公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報について不開示としたとあり、審査請求人が個人の氏名及び住所を請求したように記載しているが、このような請求をしたことはなく、会議で発言された内容が会議録に正確に記載されていないことを主張している。

オ 審査請求の趣旨は、事業の内容等についての主張ではなく、正確な記載がされた行政文書の開示である。

#### 4 処分庁の主張

(1) 審査請求人は、平成9年12月24日第6回東前第二土地区画整理審議会議事録及び平成25年12月21日東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会記録について発言等の記録を正確に記載した文書の開示を求めていたが、平成9年12月24日に開催された第6回東前第二土地区画整理審議会及び平成25年12月21日に開催された東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会に係る記録として処分庁が作成し、及び取得した文書は、本件開示文書のみであるため、本件処分における文書の特定に違法又は不当な点はない。

なお、本件処分において不開示とした部分に対し、審査請求人が不服であるか明らかではないが、本件処分において、処分庁は、本件開示文書中個人の氏名及び住所を条例第7条第2号に該当する情報として、また、発言者の氏名を審議会において率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため同条第5号に該当する情報として、それぞれ不開示情報と判断したものであり、当該不開示情報の判断についても、違法又は不当な点はない。

審査請求人のその他の主張については、事業の内容、資料等についての主張であって本件処分に関するものではない。

以上により、本件処分に違法又は不当な点はないので、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

#### 5 審査会の判断

(1) 本審査会の所掌事項について

本審査会は、審査請求における文書の開示・不開示の決定についてその妥当性を調査審議するものであるため、審査請求人が主張する開示文書に記載された内容の適否の判断は、本審査会の所掌事項ではない。

(2) 本件処分における文書の特定の妥当性について

審査請求人は、第6回東前第二土地区画整理審議会議事録及び東前第二土地区画整理事業の事業計画変更（案）に関する説明会（以下「事業計画変更説明会」という。）の記録について、審査請求人が求める優先保留地及び対象者の記載がないこと及び事業計画変更説明会においてなされた質疑応答に関する内容が記載されていないことを理由として、第6回東前第二土地区画整理審議会（以下「第6回審議会」という。）及び事業計画変更説明会における発言等の記録を正確に記載した議事録及び記録の開示を求めており、本審査会が、処分庁からの弁明並びに第6回審議会及び事業計画変更説明会に関する聴き取りの内容を審査した結果、処分庁が本件開示文書以外に第6回審議会の議事録及び事業計画変更説明会の記録を作成し、及び保有した事実をうかがわせる事情は認められないことから、本件開示文書が第6回審議会の議事録及び事業計画変更説明会の記録であると判断せざるを得ず、処分庁が第6回審議会の議事録及び事業計画変更説明会の記録として本件開示文書を特定したことは、妥当である。

(3) 不開示情報該当性について

処分庁は、本件処分において個人に関する情報及び公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報を不開示とした。審査請求人からはこれらの不開示部分に対し特に開示すべきであるという主張はされていないが、当該不開示部分について、検討する。

ア 条例第7条第2号該当性

本件処分において個人に関する情報で条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分は、事業計画変更説明会の出席者の氏名及び住所であり、これらの情報は個人を識別することができる情報であることが明らかであり、同号に該当するものであると認められるため、処分庁が不開示としたことは妥当である。

イ 条例第7条第5号該当性

本件処分において、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であり条例第7条第5号に該当するとして不開示とした部分は、第6回審議会の議事録における発言者の氏名である。これが公になると、誰がどのような発言をしたかが明らかとなり、発言者が批判等を受け、また、批判等を避けるため意見の表明に消極的になるおそれがあることから、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるものであり、同号に該当するものであると認められるため、処分庁が不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(5) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件処分において処分庁が第6回審議会の議事録及び事業計画変更説明会の記録を特定し、条例第7条第2号又は第5号に該当する情報を除いて、これらの文書を開示したことは、妥当であると判断する。